平成２８年（フ）第７１号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田2108番地
債務者　秋山美代子
1　決定年月日時　平成28年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３９２号
埼玉県新座市石神１丁目７番29号　エトワールＮｉｉｚａ203号室
債務者　西島　竹志
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３９８号
埼玉県志木市柏町１丁目18番21号　シチリアーノ城山106号
債務者　萩谷　和章
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４０９号
埼玉県川口市芝５丁目21番28号　アーバンＭ１　108号
債務者　原田　純子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０３号
相模原市中央区水郷田名２丁目14番５―205号
債務者　山崎　貴之
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１０７号
相模原市中央区宮下本町３丁目19番13号　ソフィア211号室
債務者　久保田敬広
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１１７号
相模原市中央区田名4426番地　アムールＩ102
債務者　有矢　典文
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１１８号
相模原市南区大野台５丁目４番21号　サニーハイツ106
債務者　市瀬智恵子
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１２１号
相模原市中央区千代田１丁目９番４号　平成ハイツＡ―102
債務者　京谷　一則
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１５７号
相模原市中央区東淵野辺５丁目20番15号　コスモヒルズ東淵野辺207号
債務者　市瀬めぐみ
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１７０２号
大阪市住吉区山之内３丁目４番10号スギヒラハイツ202号
債務者　大里　晋輔
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７０９号
大阪府摂津市庄屋２丁目２番22―102号、前住所大阪府摂津市正雀３丁目３番９号
債務者　朝井　恒雄
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７７０号
大阪府大東市赤井３丁目４番35号
債務者　岩本真理子（旧姓長光）
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８３８号
大阪府八尾市久宝寺２丁目１番45―301号
債務者　武中　一弥
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１７５号
東京都大田区多摩川１丁目35―16　メゾンしろＢ
債務者　鈴木　りか（旧姓戸井田）
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１７６号
東京都葛飾区南水元２丁目16―13―201
債務者　赤石　直子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部